

国際法協会第六八回（一九九八年） 台北（台湾・中華民国）大会報告

国際法協会 (International Law Association) の第六八回世界大会は、一九九八年五月二四日から三〇日にかけて、台北で開催された。会議の日程は、次の通りであった。

第一日（五月二四日）

午前 登録

午後 登録、歓迎会

第二日（五月二五日）

午前 理事会、開会式

午後 歓迎会（国会議長主催）、①犯罪人引渡しと人権、②軍備管理・軍縮法、歓迎会（外務大臣主催）

第三日（五月二六日）

午前 ③国際貿易法、④文化財保護法、⑤宇宙法、⑥フェミニズムと国際法

午後 ⑦ワークショップ「東アジアにおける最近の国際法上の諸問題・海洋法」、⑧ワークショップ「同・金融危機」、歓迎会（司法院長主催）

第四日（五月二七日）

午前 ⑨国際商事仲裁、⑩慣習国際法の形成、⑪国際的証

券取引規制、⑫海洋汚染に関する沿岸国管轄、⑬難民手続問題

午後 ⑭国際通貨法、⑮国内避難民、⑯海上中立、歓迎会（總統主催）

第五日（五月二八日）

休日（エキスカージョン）、懇親会（財団法人交流協会主催）

第六日（五月二九日）

午前 ⑰地域経済開発法、⑱人権の法と実務、⑲ワークショップ「知的財産権保護の貿易関連側面」、⑳国際組織の責務、㉑国家承継法の諸側面

午後 ㉒国内裁判所における国際法の適用、㉓持続可能な発展の法的側面、㉔ワークショップ「国際法教育」、歓迎会（行政院長主催）

第七日（五月三〇日）

午前 理事会、総会、閉会式、懇親会（副總統主催）

この大会は、台北市内の晶華酒店（リージェント・ホテル）で開催された。参加者は四四カ国から約四〇〇名（同伴者を含む）であり、日本からは三名（同）の参加者があった。

以下は、大会での議論の要旨である（なお、各要旨には右の日程表の番号に対応する番号を付している）。

（道垣内正人）

① 犯罪人引渡しと人権

「犯罪人引渡しと人権」委員会は大会二日目（五月二五日）午後、D. Wyld（英）の座長の下に開催された。委員長はA. P. Rubin（米）、共同報告者G. J. Dugard（南ア）、C. v. d. Wijngraet（ベルギー）の三人が欠席したため、委員会メンバーのI. Shearer（オーストラリア）が第三報告書の概要を説明し、同メンバーのT. Stein（独）が補足した。

第三報告書の目的は、前大会で委員会に与えられた犯罪人引渡し条約における人権保護事項草案の作成であり、報告書では①条約及び国内法のモデル条項、②被請求国の引渡し訴訟における人権保護、③双方可罰性、④紛争処理、⑤国際刑事裁判所への移送（surrender）について検討し、勧告を記している。報告書の概要は次の通り。

① 人権と犯罪人引渡しの関係については、人権分野の発展に見合った人権条項を有する引渡し条約は少なく、引渡し条約と人権条約上の義務の矛盾を明示的に扱う条約もないが、被請求国は犯罪の重大さと犯罪人の人権侵害の重大さを比較考量しなくてはならない。司法共助と人権では、請求国が人権侵害をするために被請求国に司法共助が要求される場合（政治的意見の相違を理由にした訴追のための証拠収集等）、司法共助の過程で人権が侵害される場合（証拠収集の際の被疑者

のプライバシーの侵害等）があるが、多くの司法共助条約は司法共助のために人権規範を侵害する可能性をもつ。条件付き引渡しは、被請求国が請求国の人権状況に基づき引渡しを拒否して請求国の怒りをついたり、反対に引渡しして人権条約上の義務を怠るようになる場面では一見魅力的だが、常に有効な措置とはいえず、請求国のモニタリングが政治的に可能かどうかなどの条件に左右される。

② 国内法の手続きが引渡される者を客体としてのみ認識し主体として扱わないこと、被請求国の不審査の原則、国によって引渡し司法ではなく行政手続きとして扱われること等が引渡される者の権利を奪っているとして、人権保護の具体的なガイドラインを示した。

③ 双方可罰性が人権保護のために大きな役割を果たしているが、他方それによって被疑者が容易に引渡しを免れるべきではなく、その点では国連モデル条約の採用を勧告する。

④ 国家と個人の紛争では、国連人権委員会やヨーロッパ人権裁判所等の人権監視組織の関与を歓迎し、国家が特に自由権規約選択議定書を批准することを奨励する。国家間の紛争では仲裁・ICCJへの付託を多数国間条約や二国間協定に含めることを求める。

⑤ ユーゴ国際裁判所の裁判手続きは国際社会が被告人を罰することを強く望むあまり、被告人の保護基準が低くなった点が問題であり、国際刑事裁判所（ICC）が設置された場合

に、国内法廷からの被告人の移送には、被告人に本委員会が提案する最低限の保障を与えるべきである。
フロアから出されたおもなコメントと、議論の結果は次の通り。

・犯罪人引渡し条約における人権保護モデル条項 引渡し拒絶要件の語句に関する指摘が相次ぎ、特に「重大な侵害」(serious violation)については内容が不明確であるとの意見が大勢で、A. Reinisch (オーストリア)らの提案を受けて、請求国に引渡された後の刑事手続きにおいて「重大な人権侵害に直面する現実の危険が予測される場合」となった。また人権侵害の基準については、J. Dolinger (ブラジル)らの提案を受け、国際慣習法が自動的に国内法に編入されない国を考慮して、数箇所、国際慣習法と並んで「請求国の国内法」を加えた。

・司法共助協定における人権モデル条項 当初「被請求国は証拠収集において国際人権規範を侵害してはならない」、「人権を侵害して入手した証拠は請求国の手続きにおいて認められない」という文言であったが、異なる法体系、法手続きを考慮すべきであるとの議論によって、「証拠収集において」は「司法共助において」と変更された。また国家が条項を受け入れやすくするために、「請求国の責任ある当局」は人権侵害を犯した共助が「認容されるか否かを検討する」という文言になった。

・犯罪人引渡しに関する国内法 あるべき国内法制として八点が勧告されたが、議論の結果、引渡しについて再審が請求されている場合には、その判断が下されるまで引渡しを禁止する旨の規定が追加された。

・国際刑事裁判所 国際刑事裁判所への移送に関しては、時期尚早との意見等も出たため、将来より広い文脈の中で検討することとなった。

大会最終日の総会で、本委員会の最終決議案が採択され、本委員会は解散された。

(小寺彰、武田美紀子)

② 軍備管理・軍縮法

今回提出された本委員会の第四報告書は、前会期から今会期までの間に、本委員会が行ったまたは関わった活動について簡単に叙述し、核兵器の抑制についての国際社会の動きと法的問題点を概観し、今後本委員会の取り扱うべき事項について列挙している。

まず、両会期間の活動としては、本委員会委員長Dallinの編集のもとで国連が刊行してきた軍備管理法シリーズの第三巻「兵器拡散に対する将来の法的抑制」に本委員会委員八名が実質的貢献をしたことを始め、世界各地での軍縮問題の会合に本委員会メンバーが参加し、貢献したことがあげられた。

本委員会の将来の作業計画は、核兵器の不拡散、ヨーロッパにおける通常戦力の現行制限の再検討、および対人地雷禁止のような軍備管理過程の現代の問題の法的側面に集中することとされた。

本委員会は、Brons (フィンランド)を議長に、約20名の出席のもとで開かれた。冒頭McNeill委員の逝去を悼む黙祷のあと、Dallin委員長から、上記の内容の委員会報告書のかいつまんだ説明がなされた。ついで、この報告書の各節毎の討論が行われた。他方、CTBTをめぐる条約法条約一八条の義務が慣習法化しているかどうかについて議論が沸騰した。会場からの発言や質問では、一八条の起草過程からみても未発効ないし未批准条約の目的を阻害しない義務が慣習法になったとはいえないという意見、条約の「趣旨および目的」は特定の脈絡でみなければならず、かつその判定者がいないことなどが指摘された。こうした質問や批判に対して、Dallin委員長が、軍備管理・軍縮条約は人類の生存のかかった国際活動の新しいタイプであり、国際法をその方向に発展させねばならないとして、弁明した。

条約に署名しながら批准の機会を失った場合どうなるかのBrons議長の質問に対し、DallinはSTART II についてのロシアの立場をあげて説明した。しかし、一八条の慣習法化問題は議論が錯綜して決着が付かず、コービー・ブレークの間、妥協的文章がつくれ、報告書にそった決議案の当該箇所はその文章に差し替えられることになった。報告書のその他の節はあまり

核兵器の将来の抑制に関しては、本委員会は、とくに核兵器に関する三つの軍備管理・軍縮条約問題についての提案を行う。一つは、国際司法裁判所の核兵器使用の合法性に関する勧告的意見であり、これに関する見方は分かれているが、核兵器の威嚇または使用の諸側面、ならびに、その保有、生産、実験、移転、展開および処分に関する一連の法が存在することは明らかである。この法の文言および精神に基づいて、未発効の包括的核実験禁止条約(CTBT)のすべての署名国は、国際機構間条約法条約一八条に述べられた慣習国際法規定、すなわち、条約の発効前に条約の趣旨および目的を失わせない義務により拘束される。次に、一九九三年START II 条約に関するロシアの懸念は、SALT II 条約に対する米国の批准拒否の状況と対象的な事態である。後者の場合、両当事国は条約の制限を遵守しかつSTART I 条約の交渉を開始した。この先例からも、条約法条約一八条の要求がSTART II の両当事国により遵守され、START II の正式批准の前にSTART II の交渉開始が勧められる。最後に、核兵器不拡散条約(NPT)六条により核兵器国に課せられた実質的義務は、多数の条約当事国の見解によれば、適切に履行されていない。核兵器国は、非核兵器国に対する積極的および消極的安全保障を与え、また、安保理の事前の承認なしに核兵器の先制使用を行わない共同約束をするなど、意味のある仕方で行うよう義務づけられている。

議論もなく採択された。

しかし、決議案の検討に入ると、会場の何人かから最近のインドの核実験に触れるべしとの要求が出された。Dahitz や Broms は、全体理事会においてすでに議論がなされ、委員会決議ではこれを取り上げないことになったという趣旨の説明をしたが、委員会決議の内容を予め全体理事会で制限するのはおかしいとの発言もあり、ここでもこの取扱について紛糾した。結局、インドの国名は出さず、核実験について報告書の将来の作業計画中に言及することで決着がついた。因みに、最終日に採択された本委員会の決議では、委員会が今後取り上げるトピックの第一は、次のような文言になった。「委員会は、軍備管理の特別の要請から、署名国が批准および発効までの間条約規定を遵守するという一般的実行が導びかれてきたことに留意した。この分野の法において、署名国が常にそのように自ら行動してきたことは事実である。とくにCTBTの場合、委員会は、この実行を適用することの失敗が特別に重大な結果に導きうると考える。」

(藤田久一)

③ 国際貿易法

本委員会の第三報告書は、貿易関連知的財産権、貿易関連競争規則、WTO法と国内法制度、貿易関連環境措置、WTO紛争処理の五つのテーマを取り扱っている。本委員会の会合は五

つぎ、この問題について討論を行った。

ベータースマンはさらに、貿易関連環境措置についても報告し、この問題には次の二つの側面があることを指摘した。一つは多数国間環境条約とWTO法の関係であり、もう一つは環境に関する国際基準の制定過程である。

コーヒブレイクの後、アボット(米・報告者)が、貿易関連知的財産権について、二点に分けて報告した。まず、知的財産権法と国際貿易法の関係全般について報告し、知的財産権に関する最初の小委員会事例(米対インド)を紹介するなどした。続いて並行輸入問題について報告し、ヘルシンキ大会に報告書草案を提出したこと、その後並行輸入を支持する最終報告をまとめた関係団体に配布したこと、一九九七年六月のジュネーブにおける委員会会合で同報告書について討論を行ったことを説明した。また、この問題について委員会は、一九九八年一月に特別会合を開き、関係団体を交えて討論を行う予定にしていることが説明された。これに対して、報告書はTRIPS協定六条とガットの関係を十分検討していない(クイック・独)などの意見が述べられた。

WTO法と国内法制度については、報告書を執筆したコティエ(スイス)が出席しなかったため、報告も討論も行われなかった。最後に、本委員会の今後の研究計画を承認する決議草案を採択した。

なお、本会期においては、国際貿易法委員会とアジア太平洋

月二六日の午前九時からコーヒブレイクをはさんで一二時まで行われた。会合では、まずベータースマン(独・報告者)が、基調報告として、WTO紛争処理について一〇の特徴をあげ、その国際法上の意義を強調した。一〇の特徴は次の通り。強制管轄及び控訴制度、高い利用率、迅速性、発展途上国による利用、上級委員会による一般国際法への言及、WTO法と国内裁判所、船積み前検査協定にある私人間仲裁の定め、手続規則の明確化、貿易関連環境紛争のWTOへの付託、国際法への制度的影響。

これに対して討論が行われ、ガットはすべて直接効果がないとは思わない(スリン・英・ILA理事会議長・欧州裁判所判事)、ICJにおいて環境に関する小法廷が使われていないのは確かだが、ダム事件などICJにも環境紛争が付託されている(ボイル・英)、上級委員会が小委員会の判断を覆す率が高すぎるのは問題だ(カーバー・英)、通商法三〇一条には私人に対し国際紛争処理手続への橋渡しをする意味がある(スワン・米)などの意見が述べられた。

続いて報告書の紹介に移り、ベータースマンが、貿易関連競争規則について以下のように簡単に報告した。ガット/WTOは制限的商慣行に関する規則をもたない。WTOは貿易と競争政策の相互関係について一九九六年に作業部会を設けて検討している。本委員会は一九九七年六月にジュネーブで会合をもち、ブルジョワ(ベルギー)、松下(日)、ベータースマンの報告に基

法律協会の共催により、知的財産権保護の貿易関連側面に関するワークショップが別途開催された(⑩参照)。また本委員会は、一九九八年一月のほかに一九九九年六月にもジュネーブで会合をもつことを予定している。

(岩沢雄司)

④ 文化遺産法

文化遺産法委員会は、五月二六日の午前九時より十時半まで、スーザン・ヴィエラ女史(ブラジル)の司会の下に開催された。最初にオーキーフ(Dr. P. Orkell)委員長が一般的な説明を行ったあと、報告者のナフツィガー(Natzen)教授から、これまでの経緯について詳しい報告がなされた。それによると、ILAがブエノスアイレス会期で採択した「海底文化遺産の保護に関する条約」草案は、その後ユネスコの審議に付されていたが、ユネスコ総会は一九九七年一月二日、「海底文化遺産の保護を国際条約により行うことの必要性を認め、ユネスコ事務局が準備した条約素案を専門家グループに検討させる」旨の決議を採択した。これを受けて、ユネスコの専門委員会がILA草案を基礎に条約草案を策定し、それについて各国政府の見解を求めたのち、本年六月に政府専門家会議が招集され審議されたが、来年のユネスコ総会ではこの改訂条約案が審議される運びとなった。なお、ユネスコの条約草案がこれまでILAブエノスアイ

資料

レス草案に加えた実質的変更は、(一)文化遺産保護水域、(二)サルベージ法の適用、の二点であると説明された(その内容については、本誌九六巻一号を参照)。

ついで、委員会は、第六八回台北大会のために準備した「遺産法の形成——第二次報告」の審理にはいり、ナツウィガー教授からその内容について説明がなされた。すなわち、この報告書は、「保有が返還か」の原則に立脚する遺産法の枠組みのなかに「文化遺産の享有を分かち、そのために協力する」原則を導入した新しい枠組みの発展を目指したもので、そのような新しい文化遺産法の形成過程に関与・貢献する非政府組織(取引業者、収集家、美術博物館、先住民団体、芸術家、歴史・考古学者等のNGO)における文化遺産の返還や協力についての態度、および国際機構(ユネスコ、欧州審議会、欧州連合等)における文化遺産法条約策定の動向、最後に文化遺産法形成に向けての勧告が盛り込まれていた。

以上の説明に続いてフロアから若干の発言と討議があったのち、オーキーフ委員長から委員会の将来計画について提案がなされ、委員会は今後二年間の活動として、文化遺産法の将来の発展に向けての「青写真」を策定することについて意見の一致が見られた。五月三十日の総会で採択された決議はこの点を確認し、この「青写真」には、たとえば国際経済協定からの「文化免除」条項の研究が含まれることが留意された。その他のトピックについては、委員会構成員の間で研究を分担することに

なった。

(香西 茂)

⑤ 宇宙法

一 今会期では、報告者モーリン・ウィリアムズ(Maureen Williams)教授(アルゼンチン)の手になる、「宇宙活動に関する紛争解決についての修正草案最終テキスト」が準備された。ベックシュティエール(Becksteg)教授を委員長として、最初に、報告者により報告書の概要と趣旨説明を受けた。二 報告書は、A・「宇宙活動に関する紛争解決についての修正草案最終テキスト」、B・本委員会の将来の作業、C・宇宙ごみ(space debris)の三つの部分からなる。Aについて報告者は、特に以下の三点を説明した。

第一に、一九九六年ヘルシンキ大会における議論において、一九八四年のIL Aパリ条約は、これまでの間有用であり続けたのであり、これに代えて、あらためて別個の国際文書を採択するという方法は、とるべきではないことが確認された。そこで、とりわけ、活動の自由とこれに対する規制との間のバランスをとるよう、調整や変更を行うべきであり、これは、パリ条約の改正として行われることになった。そうした改正にあたっては、一九八四年のパリ条約採択以来、商業的宇宙活動が飛躍的に増大しており、そうした活動から生ずる紛争の解決の「現実的な」枠組みを提示する必要がある。第二に、国際法

主体間の紛争は、もともと慎重に取り組むべき問題であるが、一方で、厳格な強制的紛争解決のメカニズムの設定という選択と、他方で、柔軟な解決メカニズムの提示がありうるが、双方の均衡ということで、結論としては、国家による紛争解決方法の自由選択を認めつつ、紛争が無期限に継続することを回避するように、期限の限定を設けることにした。第三に、私的主体間の紛争については、パリ条約一〇条において、紛争解決手続きが、私的主体間の紛争にも利用可能であることが規定されているが、この点については、変更を加えないことにした。三 報告者の説明を受けて、最終テキストについての、一般的討議が行われた。

まず、アラン・ボイル(A. E. Boyle)教授(イギリス)が、第一に、適用法について、一一条の趣旨をただし、第二に、六五条の訴訟参加手続きは、非国家主体も利用可能か、という質問をした。これに対して、ベックシュティエール教授及びウィリアムズ教授は、第一については、一一条は、広く一般国際法を適用法とする趣旨であって、これを限定する意図はない、第二については、国家が条約を受諾する現実の可能性を考慮すると、非国家主体を含むところまではすまなかった、と答えた。

ついで、モリス・メンデルソン(Maurice Mendelson)教授(イギリス)が、第一に、海洋法については、海洋法条約形成過程で、ソビエトブロックには、国際司法裁判所を忌避する傾向があり、海洋法裁判所の必要性があったが、一九九二年以

来状況が変化しており、特別裁判部は必要かもしれないが、宇宙法裁判所が必要か、第二に、署名を「政府間」組織に限定して開放しているが、政府間国際組織にprivatizationの傾向がみられる現状をどうとらえるか、第三に、適用法に関して、NGOや契約者が当事者となる場合に、国際「公法」のみでカバーしきれぬのか、といった疑問を示した。これらに対して、ベックシュティエール教授は、第一については、宇宙法裁判所は、ひとつの選択肢である、第二については、政府間国際組織がprivatizationしているとはいえず、その性格付けには、依然考慮を要する、第三については、私的主体が紛争に関与するときに、適用法選択に関する法も一一条にいう適用法から排除されないが、いずれにせよ、この点はさらに議論を要する、と答えた。ウィリアムズ教授は、第一について、宇宙法に関する紛争の、技術的側面の特殊性を考慮すると、宇宙法裁判所の必要性はある、と答えた。

その他には、最終テキスト一条四項の留保に関する規定が、多くの国が条約を受諾する可能性を求めれば、現時点では最良であること、一一条二項で、適用法として、当事国が合意する場合に、「衡平と善」を認めると規定しているのは、他の一般的紛争解決条約その他同様の趣旨であること、などが確認された。

四 最後に、宇宙法委員会としての、今期決議案が諮られた。決議案の内容は、(一)最終テキストの採択、(二)委員会は、五

つの宇宙法関連条約その他について、宇宙商業活動の発展を考慮要因として、再検討を行うこと、その第一報告書、次回大会において提出すること、(3) 委員会は、宇宙にみ関する検討を継続すること、を骨子としている。決議案については、「商業的」と「私法化 (privatization)」の意味の検討が指摘されたが、ベックシュティール教授は、「商業的 (commercial)」とは、privatization の意味を含む、と答えた。決議案は、採択された。(兼原敦子)

⑥ フェミニズムと国際法

本委員会は、委員長のチンキン (Christine Chinkin) 教授 (オーストラリア) が欠席したために、ドンナー (Ruth Donner) 教授 (フィンランド) が座長を務めて開催された。まず報告者であるクノッブ (Karen Knop) 助教授 (カナダ) (日本支部の委員は鳥居淳子教授) が、国籍法の分析・研究を行うという委員会の当初の作業方針に沿う形で本大会に提出した、「国際法における女性の平等と国籍」に関する予備報告者の内容について簡単に説明した後、質疑応答がなされた。

冒頭、クノッブ助教授は、同様の主題が取り上げられた一九二四年の第三回の会議に言及し、同会議が女性の国籍の問題を平等の問題として考察すべきだというマクミラン (Christal Macmillan) 女史の提案を否決し、国籍法の抵触の問題として取

り上げたことを想起させた。そして報告者は、今回、主として既婚女性に対する国籍に関する国内法上の差別の問題を取り扱っている予備報告書の内容について、特に平等の観点から次の三世代の問題に焦点を当てて説明した。すなわち、(a) 実質的に殆どの国にみられる妻の国籍が夫の国籍に依存するという既婚女性の国籍という第一世代の平等の問題、(b) 自分の子供に自己の国籍を譲渡する女性の権利と国籍の異なる配偶者の帰化の手続という第二世代の平等の問題、(c) 性差別に関連する現代的問題で今後起こりうる第三世代の平等の問題、の三点である。ここでは、国籍、平等及び子供の権利という三つの法制度が相互に関連することとなる。

(a) については、第二次大戦前までは殆どすべての国の国籍法が既婚女性の国籍を、国籍統一の原則により夫の国籍に合わせていた。すなわち、外国籍の女性は婚姻により既存の国籍を喪失し夫の国籍を取得していた。報告者は、カナダの例を引きながら、この問題が依然として現代でも生じており、かかる制度が離婚による女性の無国籍化の問題を生み出していると指摘する。(b) については、ユニティ・ダウ対ボツワナ司法長官事件 (一九九一年ボツワナ高等裁判所、一九九二年上告審) —— 米国民と婚姻したボツワナ国籍のユニティ・ダウが、子供にボツワナ国籍を認めず大学教育に対する財政援助を認めないのは性による差別として訴え、これが認められた—— 判決を紹介しながら、伝統的には夫の国籍が妻同様、子供の国籍を決定してい

(坂元茂樹)

⑦ ワークショップ「東アジアにおける最近の国際法の諸問題・海洋法」

たが、本件は妻の独自の国籍の承認から派生する平等の問題として、子供の国籍の問題を扱ったものと高く評価する。そして、実際の観点から、母親が子供に自己の国籍を譲渡できなければ、婚姻外や無国籍の夫との間の子供は無国籍になるという問題が生ずると指摘する。また、帰化の手続については、伝統的に妻は夫の本国で暮らすことが想定されているので、いくつかの国は外国籍の妻が帰化による夫の国籍を取得するにあたって特別の手続を定めているし、一九五七年の既婚女性の国籍に関する条約も、同様に、「特別に特権的な帰化手続」を認めている。しかし、過去二〇年間、これらの規則は非差別の権利を侵害するものと認定されてきている。また、別の第二世代の平等の問題になりつつあるのが、国籍や永住権を求める外国籍の夫に対するこの差別であると指摘する。(c) については、既婚女性の国籍が夫に従うという原則は家族は同じ国籍であるべきだという確信に基づいているとし、家族に潜む家父長制の概念を問題視する。

資料

以上の報告を受けて、報告者への要望として宗教やレスビアンカップルと子供の問題を取り上げるべきだとの要望、逆に自発的無国籍者の存在を考慮して無国籍の問題を過度に強調することへの懸念などが表明された。また、報告者がボツワナの事件を強調したこともあってか、バングラデシュやパキスタンの事例を取り上げてほしいという要望や、台湾の国籍法の現状に関する紹介などがフロアーから出された。これらの質疑の紹介

このワークショップでは、オランダのスーンズ (Alfred H. A. Soons) 教授の座長の下、三つの報告が行われた。第一報告は、シエアラ (Yvan Shearer) 教授 (オーストラリア) による「インドネシアとフィリピン水域の通航権」が、第二報告は、アカバ (Kari Hakappa) 教授 (フィンランド) による「フランスから日本への核廃棄物の海上輸送」が、最後に馬英九教授 (台湾) による「春日丸事件」に関する報告が行われた。

シエアラ教授は、まず、インドネシアが安全保障上の懸念から群島水域内にあるスンダ海峡 (インド洋から南シナ海に至るルート)、ロンボク海峡 (インド洋からセレベス海に至るルート)、レティ海峡 (アラフラ海から太平洋に至るルート) の三海峡で外国船舶の通航に関して事前承認を求めているのは、海洋法条約に基づく義務と両立せず、国際航行に重大な障害と

なっていることを指摘した（なお、本年五月インドネシア政府は同条約第五三条九項に基づきIMOにこれらの三海峡を一九九九年より国際シーレーンとして開放するとの提案を行い、これが採択された。その結果、今後は事前承認なしに通航及び上空飛行の自由が可能となる）。次に、フィリピンが海洋法条約の署名にあたって、群島水域の概念はフィリピン憲法下での内水と同一のものであり、経済水域又は公海とこれらの水域を繋ぐ海峡は外国船舶の通過通航権から除かれるとの宣言を行っていることを取り上げ、こうした宣言の背後にフィリピンがかかる水域を歴史的な水域と位置づけていることを紹介した。そして、オーストラリアがフィリピンのこうした宣言に対して、それは海洋法条約が禁止した留保にあたり、海洋法条約は群島水域と内水の両概念を区別し、そこに適用される権利義務も異なることを異議を唱えていることを紹介した。この第一報告に対しては、フィリピンのガズメン (Renato Gazmen) 氏が、フィリピンは何千という島を抱える特異な群島国家であって、報告では群島水域を歴史的な水域とするフィリピンの解釈に批判が提起されたが、それではフィリピンはみずからの利益を守るために採用すべきどのような解釈があるのかという、報告に反発する質問が出された。これに対して、報告者により、フィリピンが群島水域内で行う航行規制については多くの国家が懸念をもっており、かつてアキノ前大統領も海洋法条約と調和した国内法の制定を約束していたはずだとの回答がなされた。

をとれる方向で議論すべきではないとして、沿岸国による通告や協議の要求と運搬国による航行の自由の主張という鋭い対立があるのであり、実質的な解決策の一つとして各国が合意するガイドラインの策定が考えられるとの政策論を示した。

第三報告で、馬教授は、国際法海洋法裁判所の最初の事例で「速やかな解放」の問題を扱った「サイガ号事件」と比較しながら、国連海洋法条約の当事国になれないので、国際海洋法裁判所を利用し得ない台湾が直面した、香港からロスアンゼルスに向かう航行の途中で台湾近海の公海上で衝突事故を起こしたインド船籍の「春日丸」事件の概要を紹介した。同事件では、海洋法条約第九七条の規定とは異なり、被害船舶の旗国である台湾が刑事管轄権を行使し船長は四年の禁固刑の判決を受けたにもかかわらず、インドは政治的理由から介入しなかった。本件では、台湾の国内裁判所における海洋法条約の直接適用の問題が争点の一つであったが、今後の解決策として、海洋法条約の諸規定を国内法化する方策の可能性が示唆された。

(坂元茂樹)

⑧ ワークショップ「東アジアにおける国際法上の現代的問題・金融危機」

このワークショップの目的は、一九九七年に東アジアを襲った金融危機発生背後にある問題点を探ることであった。五月

次にアカバ教授は、核廃棄物のフランスから日本への海上輸送に対して、カリブ海諸国を中心とするいくつかの国がその領海、群島水域、経済水域の航行を拒否することを明言した実行を紹介し、事故が起きた場合に沿岸国に深刻な環境損害を与えることが予想される以上、沿岸国は自己保存権や予防原則に基づき、国連海洋法条約に従って事前通告を要求することができるとの解釈を提示した。この第二報告に対しては、兼原敦子助教授（日本）より、報告者が事前通告制度をあるべき法として提示したことは興味深い、必ずしもそれらの原則が現行国際法になっているとはいえない。かかる原則によって容易に沿岸国によって事前通告義務といった措置が許されることになれば、航行の自由とか無害通航権の権利性が否定されかねないことになる。報告者の結論を導くためには実定国際法の根拠が示される必要があることが指摘された。確かに、兼原助教授が指摘されるように、領海の無害通航権や排他的経済水域の航行の自由に関する国連海洋法条約の諸条文の具体的解釈論が示されないままに、結論のみを示す報告者の態度には疑問が残った。こうした懸念はヤンコフ (Alexander Yankov) 海洋法裁判所裁判官（ブルガリア）も共有しており、海洋法条約第二三条を引用しながら、危険物質を運ぶ船舶についての海洋法条約に基づく厳密な解釈論の必要性が指摘された。他方、ボイル (Alan Boyle) 教授（英国）は、核物質の運搬については英国も安全についてとり得る限りの措置をとっており、一方的に沿岸国が規制措置

二六日午後の約一時間の会合に、アジアを中心として五〇人程が集まり、座長は Professor Alfred H. A. Soons (ILIA's Director of Studies) が務めた。まず、Synthia Lichtenstein 教授（米、国際通貨法委員会委員及び国際証券取引規制委員会委員長）が、この危機のIMF協定上の位置づけとIMFの対応及び、同協定改訂により資本移動の自由化を協定上でも明確化しようとする動きを紹介し、次いで Syue-Ming Yu 教授（台湾大学）が、IMFの加盟国でない台湾が、資本移動の自由というものに全幅の信頼を置かず為替管理を活用する等による独自の対応により、今回の金融危機の波及を阻止しえたことを述べたのち、参加者が諸々の意見を表明した。

今回の経済危機発生は、各国の経済構造に起因するとしても、その直撃を受けた五カ国から一気に短期資本の莫大な流出が起こったこと（一九九六年には九三〇億ドルの資本入超状態から一九九七年には一二〇億の流出超過へと変化）が直接の契機であった。そして、Lichtenstein 教授が、資本移動の自由をさらに強化しようとするIMFの動きを紹介したこともあって、発言は、現行IMF協定の六条三項が、資本移動に対する規制権限がメンバー国にあることを明示しているにもかかわらず、資本移動の自由化を前面に立て、厳しい経済運営による危機乗り越えを迫るIMFへの不満と、経済を混乱させる無秩序な短期資本の移動への何らかの規制の必要性の一般的強調に終始した。

IMFの本来の目的は、經常取引決済への障害の除去にある。

資本移動の自由化は、直接投資の自由が推進された一九六〇年代後半に、それを支えるものとしてOECDにより導入された原則が、変動為替相場制へと移った後もそのまま継承されて今日へと発展してきているものである。しかし、予測できない投機的な短期資本の巨大な動きが国家の経済政策の遂行を阻害し、また為替レートをも支配するような現在の状況の発生は、当初固定相場制の下で資本移動の自由が強調された当時はもちろん想定されていなかった。しかしながら、資本移動の自由を一貫して強調し続けるIMFの現在の政策にもかかわらず、安定した国際通貨制度の維持を謳うIMF協定四項を根拠として、WTOのサービス貿易協定(GATS)の二二条二項においては、IMFが一定のメンバー国に対して資本移動に対する規制を課すことを要求する場合のありうることすら予定するに到っている。したがって、本報告者は、特に短期資本の無秩序で投機的な動きに対しては、IMFとしてもそれを放置できない時期がいずれ訪れるのではないかと、すくなくとも今回のアジアの経済危機に関するかぎり、IMFのメンバーでなかったことは台湾にとって喜ぶべきことであつたとの発言をした。

(曾野和明)

⑨ 国際商事仲裁

本委員会は五月二七日に開催されるはずであつた。委員長と

条約八五条違反に該当する競争制限的行為、「懲罰的賠償」などを列挙している。

こういった「例外的状況」につき、参加者から次のような意見がよせられた。外国仲裁判断の執行につき異議が唱えられた多くの事案では、当事者に聴聞の機会が与えられていない(Sancti)、外国仲裁判断の執行を阻止する公序の内容を決定するには、当事者がなぜ国家裁判所による解決ではなく、仲裁による紛争解決を望んだかをまず考えなければならない(Böckstiegel)。外国法を排斥するための公序や外国判決の承認拒否理由としての公序とここで問題となっている公序は同じものか(von Mehren)といった意見である。

(横山 潤)

⑩ 慣習国際法の形成

一 今大会で本委員会は、委員長メンデルソン(Maurice Mendelson)教授(イギリス)の手になる、第4報告書(中間報告書(Interim Report))について議論を行った。メンデルソン教授は、条約や国際組織の決議(とりわけ、国連総会決議)を通じて慣習国際法形成に関する報告書を提出する予定であり、二〇〇〇年のロンドン大会においては、最終報告書を提出するつもりだ。

二 第四報告書は、慣習法形成の客観的要件(material etc.)

共同報告者のZach氏は欠席。もう一人の報告者であるSheppard氏は遅刻した。同氏により提出された報告書の内容について委員会の誰も意見を述べる機会が事前に与えられていなかった。そのため、司会を務めたBroms委員は、会合が委員会としての正式のものではなく、同報告も委員会報告ではないと宣言した。会合では、同報告に関するSheppard氏の解説があり、質疑が行われた。

同報告は外国仲裁判断の承認・執行の平面における公序則の内容を明確にしようと試みるものである。すなわち、一九二七年のジュネーブ条約や一九五八年のニューヨーク条約、さらにはUNCITRALのモデル法などの国際的な合意における公序事項に言及し、各国の国内法における処理を概観した後、「諸国民のcomitéの原則によって、例外的状況のないかぎり、外国仲裁判断には適切な尊重が払われ、執行されるべきである」との提案を行っている。そして、各国の裁判所による公序の解釈と適用にまつる相違と不明確性が、執行を遅滞させ、阻止しようとする当事者による公序の援用を助長しており、こういった事態に対処するには、Holzmann/Schwebelが提唱するようなInternational Court of Arbitral Awardsを設立するのなければ、上記の提案の趣旨を国際的に承認し、「例外的状況」を制限的に列挙すべきであるとする。そして、そのような「例外的状況」として、報告は、「詐欺」、「仲裁裁判所の側の公平さの欠如」、「適正手続の原則違反」、「一定の強行規定」、「不法な契約」、「ローマ

mens)に関するものであるが、その概要は、以下のとおりである。

A. (1-4) は、いかなるタイプの行為が、国家実践(State practice)を構成するかについてであり、2. 口頭による行為も国家実践を構成する、4. 適当な場合には、不作為(absentia)も、国家実践と見なされる、5. 一つの行為が、同時に、客観的要件であり主観的要件でありうることを、などを説明する。B. (5-10) は、「誰の行為が、国家実践とみなされるか」という問題の検討であり、6. および7. 私人や法人の行為や、一国内の地域的支配主体で、国家と別個の法主体性を持たないものによる行為は、国家のために行われる(on behalf of)か、国家により是認(adopt or ratify)されない限りは、国家実践とはみなされない、9. 国際司法裁判所や仲裁の決定は、国家実践とはみなされないこと、10. 政府間国際組織の実践は、「国家実践」の一種であること、などを説明する。C. (11-14) は、実践の密度(density)に関してであり、11. 慣習法の生成にとって、特定の期間の経過は不要であり、実践の「密度」、すなわち、一貫性、広範な範囲に広がっていること、反映性(representative character)などが重要であること、14. 一貫した反対国は、慣習法の生成過程で、一貫して明白に反対すれば、当該慣習法に拘束されないこと、などを説明している。

三 報告者による説明の後に、一般の問題、特定の問題、の順序で、討議が行われた。

が同意された。質問事項は、国際私法的な側面と各国の規制権の根拠を絡めたものであるが、証券の発行における債権法的側面、紙を中心としてきた証券の周辺で伝統的に確立されてきた証券の所在地 (lex situs) の管轄の性格、ペーパーレスとなった証券についてその所在地を確定できるのかといった問題等につき、国家的な jurisdiction をいかにして各国に配分した抑制を求めるべきかに焦点があてられている。しかし、このような委員会の対応方法は現時点ではやむをえないとしても、国家を起点とした管轄にともなう裁量を排斥して、世界的基準を確立する以外に解決策はないとする意見も強かった。

(曾野和明)

⑫ 海洋汚染に関する沿岸国管轄

本委員会はシェアラ (Ivan Shearer) 教授 (オーストラリア) が座長を務めて開催された (日本支部の委員は奥脇直也教授)。まず、委員長であるアカバ (Kari Hakappa) 教授 (フィンランド) がスーンズ (Alfred Soons) 教授 (オランダ) との委員長交代の経緯及び報告者フランク (Eric Francis) 教授 (ベルギー) に加えて、これまで事務局を手伝っていたモレナー (E. J. Molenaar) 氏 (オランダ) を副報告者に指名した経緯を説明した。その後、モレナー氏により今回提出された第二報告書の内容の説明が行われた。

おもにより広範な規則及び基準を潜在的にカバーしているとする。そして、GAIRAS は恐らく常に「適用し得る」と推定されるところとする。第二の点については、まず、無害通航権の概念が、立法及び執行の両面において、船舶起因汚染に対する沿岸国管轄権にとって重要な概念であると指摘する。なぜなら、領海での競合する旗国と沿岸国の利益は、無害通航制度の枠組において調整されるからである。無害でない通航の例として「故意のかつ重大な汚染行為」を規定した海洋法条約第十九条二項 (b) に関する国家実行は、わずかな国しか「故意のかつ重大な汚染行為」に類似した活動を国内立法に編入していないことを示しており、しかも、どの国も「故意の」及び「重大な」という要素の解釈適用のための定義やガイドラインを示していないことを指摘する。これらの要素を考慮して、金銭罰以外の刑罰の可能性を排除していないのは、一九七九年のフィンランド法と一九九六年のスウェーデン法であるとする。本報告書は、このように、取り扱われた主題に関する各国の国内法整備や国家実行に関する情報的価値に溢れている。

同報告につき、メンデルソン (Maurice Mendelson) 教授 (英国) より、GAIRAS であるかどうかの同定は慣習国際法のそれとは異なるとの指摘がなされ、報告者より同見解への賛意とそこで言う規則及び基準は具体的には IMO の技術的規則であるとの認識が示された。また、ヤンコフ (Alexander Yankov) 海洋法裁判所裁判官 (ブルガリア) は、海洋法条約と国連環境

報告者は、本報告書が船舶起因汚染に対する沿岸国管轄権に関する二つの問題に焦点を当てていることを明らかにした。第一に、一九八二年の国連海洋法条約、特に執行に関する条文中で用いられている「国際的な規則及び基準」を限定するために用いられている「適用し得る」(applicable) という文言の分析を各国の国家実行を基礎に行ったこと。とりわけ、「一般的に受け入れられている」(generally accepted) という概念と異なり、旗国、寄港国及び沿岸国というすべての国家に関して用いられる「適用し得る」という文言の「意味と目的」、「評価」を探ろうとしたこと。第二に、無害通航の概念に関連する「故意のかつ重大な汚染行為」という表現に関連する国家実行に照らして分析したことである。

第一の点については、「適用し得る」という文言は特定の執行の事例に関わる国家間の関係に関与するのであり、国際的な規則及び基準は、執行の条件としてこれらの国家間の相互関係において「適用し得る」ものでなければならぬ。これらの国家が一定の規則及び基準に関してそれに「見合った」権利義務を受諾する時、そうした規則及び基準は相互の関係において「適用し得る」ものとなるとする。そして、海洋法条約の当事国に新たな義務を課する可能性を秘めた「一般的に受け入れられている国際的な規則及び基準」(以下、GAIRAS) は、原則として「適用し得る」という文言に包含されるが、「適用し得る」は「一般的に受け入れられている」という概念に基づくものよ

開発会議 (UNCED) のフォロー・アップの相互作用及び最近の国家実行が海洋法条約第二八条の寄港国管轄権を超える傾向があることに着目する必要性を指摘した。他方で、ネルソン (Doliver Nelson) 海洋法裁判所裁判官 (グレナダ) は、ヤンコフの議論に理解を示しながらも、アジェンダ二一はあくまで勧告に過ぎず海洋法条約の規定を修正し得ないことに注意を喚起した。さらに、シェアラ教授は、群島基線に関する第四七条を例に、条約規則と慣習法規則の相互浸透の問題にも眼を向ける必要性を指摘した。なお、本委員会は、二〇〇〇年に開催予定の第六九回のロンドン大会で、外国船舶の通航権に関する沿岸国の執行権の分析を行う最終報告書を提出することを決議して討議の幕を下ろした。

(坂元茂樹)

⑬ 難民手続問題

本委員会は一般手続問題と一時的保護の二課題を検討対象とするが、今会期では後者に限定した報告、討議がなされた。

セッションに提出された中間報告で先ず形式面からも注目されたのが委員会の共同報告者の一人であるケーリン (Kalin, スイス) の報告にレールマン (Reermann, ドイツ) 委員の意見が当初から添えられていたこと。これは内容的にも主報告に対する批判、反論が主体であり、討議開始に当たってハイルブロン

ナール議長も指摘したとおり、ケーリン報告が委員会のコンセンサスに基づくものではなく、諸委員の意見が大きく分かれていたことを物語っていた。

ケーリン報告の概要を以下に紹介しておく。

1 一時的保護を行うべきは、戦争、内戦、一般的暴力などにより国外での保護を求める広義の難民が大量発生した場合とし、その実行のために国際的手続を整備する。この国際制度は受入れ諸国の活動の相互調整（負担調整を含む）と安全帰国のための条件整備をその眼目とする。

2 一時的保護の対象者は、条約難民を別とし、紛争・暴力の支配する地域から逃避した者、種族的、宗教的圧迫のため居住地離脱を強いられる如き人権侵害を受け、または受けるであろう者とする。また、その他特有の個人的事由（徴兵回避、脱走、医療など）を有する者も国際的保護を要する者と認める。

3 一時的保護と難民認定手続との関連においては、各国は保護対象者中に難民認定適者がある場合、これらの者に難民の地位に基づく諸権利を保障する。手続的には、認定却下後の一時保護供与、難民認定と一時的保護の自由選択、一定の一時保護期間経過後（二ないし三年）の自動的難民認定などを考える。

4 一時的保護対象者の処遇については、各種国際人権規定を配慮し、受入国による積極的対応、人間的尊厳の保持を旨とする。なかんずく、配偶者、未成年の子との家族再合一、長期に留に至る場合の教育・移動・就労の権利を認める。

る介護の必要など特殊事情のある場合は別として一時的保護の暫定制度としての性格に必ずしも馴染まず、また受入国に過大な負担となつて却つて一時的保護の供与に消極的ならしめる恐れもあるので、特に大量発生ケースでは疑問とすべきこと。

6 本国帰還の条件については、人道的諸条件充足など安全の確保は当然としても、無差別、基本的人権など抽象概念を無限定に導入して帰国実施の障害とささぬよう留意すべきこと。

7 一定期間経過後に永住を許可するか否かについては、保護の長期化につれての処遇改善が一般に期待されるにせよ、改善内容、五年など期間の一律設定には慎重であるべきこと。

討論では、一時的保護が難民認定の裏口と化して移民目的に濫用される危険を指摘して措置の暫定性、帰国の最終目的性、国際的負担配分の必要性を強調する意見が相次いだ。これらの多くはユーゴ関連の実体験を踏まえてのもので、それだけに現実的裏付けを持つ。その一方では特定地域の体験に偏よることを避けるためにアフリカ、東南アジアを背景とした提言が欲しいとの要望も出された。大量発生の様相は地域的、政治的に多様なので、国際的枠組を考えるに際しては徒にリジッドな基準設定を求めるのではなく、各事案毎の柔軟な適用が可能な実際の制度を指向するとの一般的方向が示唆されたといえよう。

なお、本委員会の動向については「国際人権」第九号に岸田健太郎教授のより詳細な紹介、論評がある。

（久保敦彦）

5 一時的保護対象者の本国帰還については、帰国の権利を基礎としつつも、本国での物理的・法的安全の確保、基本的人権の無差別保証、必要な国際的援助の供与、国際的モニタリングを実施の前提要件とする。

6 一時的保護が本国帰還がなされ得ずに長期化（五年以上）した場合には、保護供与国での永住を認め、または他国での再定住など別途の解決措置を講ずる。

これらのケーリン提案に対してレールマンが指摘したのは次の七点であった。

1 国際的負担調整を報告の中で優先的必要課題として具体化すべきこと。

2 EUレベルで再三決議されているような現地救済措置を不可分の一時的保護論議に含め、安全地帯、安全通行帯を設定しての人道保護・援助を第一に実施し、これらによる危険回避ができないときに初めて一時的保護の実施に移るべきこと。

3 一時的保護は個別的難民認定が機能しない集団発生状況を想定しての制度として位置づけ、保護対象も戦争など人為的事因による避難者に限定し、自然災害などは別とすべきこと。

4 一時的保護中の処遇については一時的保護自体が本来本国への帰国を想定した上での暫定措置であるとの大前提に立ち、その上で教育・移動・就労などは保護供与国の社会状況に照らして合理的に決すべきこと。

5 家族再合一を被保護者に権利として認めるのは、家族によ

⑭ 国際通貨法

五月二七日午前開催されたこの会合に提出されたのは、欧州通貨同盟に関する進展を描く J. V. Louis 教授（ベルギー）の詳細な報告、国際金融市場の監督・規制についての最近の動きを追う Dr. K. P. Folak（ドイツ）の報告、および電子マネーについての B. Crawford, O. C.（カナダ）の報告である。前二者は、最近の大会で引き続き取り上げられているテーマであり、最近の動きの詳細が加わっただけで、前回のヘルシンキ大会について報告したこと（本誌九六巻一頁一〇二頁以下）と大差ない。また、電子マネーについての報告は、新しい法律的問題を一般的に解説し、関連する国際機関が世界的なミニマムルール確立に早急に取り組むべきであるとするものであるが、具体的な法的ルールのあり方を検討するというよりも啓蒙的な段階にとどまっていた。Robert von Mehren 弁護士（米）が座長となり、出席者は三〇名程であったが、国際通貨法委員会からの参加は少なく、報告を受けるだけで特筆すべき議論はなかった。しかしながら、この会期では、委員会が提案した一つの重要な決議が採択された。それは、欧州連合の一部の国が通貨主権を放棄して一九九九年一月から共通通貨であるユーロに切り換えることにともない、それに関する法的調整が欧州連合で行われつつあるが、その際これまで契約の中で独マルクとか仏フラ

ンによって表示されてきた金銭債権が、通貨の変更により、どのような法的処理を受けるべきかに関する決議である。すなわち、この I L A 決議は、「通貨の定義、その定義の変更及び、旧通貨単位と新通貨単位間の交換率確定は、通貨法 (lex monetae) の問題であり、通貨発行国または共通通貨を採用する国家グループの排他的な立法管轄に服する。したがって、他の国家または国家グループによって導入される新しい通貨単位を承認するために、立法による対応の必要性を感じる国があるとしても、そのような立法はこの法の一般原則を単に確認するにすぎないというべきである」と述べる。

この決議は、ユーロの出現によって存在しなくなる通貨単位によって表示されている民間の契約の安定した継続性を確保するという欧州連合の努力に対して、「通貨法」の性格を明確にすることによって支持を与え、民間での混乱回避に協力することが目的である。すなわち、すでに米国のいくつかの州では、国家通貨がユーロに切り換えられる場合には、ユーロはその旧通貨の「商業的に合理的な代替であり実質的に対等なもの」とみなす」との立法をするに到っているのであつて (New York, 1997 N. Y. S. B. 5049; Illinois, 1997 H. B. 1418; California, 1997 C. A. A. B. 185) このような立法の必要性を認めると、契約の準拠法が欧州連合のメンバー国以外の国の法である場合には、その国が米国のような立法をしないかぎり、通貨の変更により契約の継続性が揺さぶられかねない事態となりうる。したがって、

せられた人々への言及を削除する提案がなされたことを紹介した。その理由は、国家が人権援助を自然災害の被害者に拡大することを妨げるものではないが、災害の結果移動した人々は、政治的・軍事的理由で移動させられた人々が出会う問題の一部にしか遭遇しないということであつた。災害により移動させられた人々は、自国政府の保護を受け続けるので、国際的干渉の可能性は減少する。国連難民高等弁務官も自然災害を理由とする移動を除外している。

こうした点での結論がもちこられたため、本委員会は、宣言の採択を次の会期まで延期することに決定した。二〇〇〇年に開かれるロンドン会期までのさらに二年間本委員会を延長することは、宣言案の改善に役立ち、国連の指導原則との適切な調和がはかられるであろう。

このように今会期で宣言の採択が行われなかったため、当日は意見の交換に終始した。以下、その主要なものを新しく提案された条文とともに逐条ごとに紹介する (なお、ヘルシンキで採択された旧条文については、本誌第九六巻第一号、一九九七年、九五～九七頁参照)。

新提案は大きく分けて、第一条が国内避難民の定義 (第一節)、第二～九条 (第二節) が国内避難民の権利、第一〇～一六条 (第三節) が国家と国際社会の権利義務、第一七、一八条 (第四節) が最終条項である。

資料
「第一条 1. 国内避難民とは、『武力紛争、国内闘争、人権の

この I L A 決議は、米国でなされた立法は自明のことを述べたにすぎないことを確認し、契約がそのような立法をしない国と関係する場合でも、旧通貨単位により金銭債権が表示されている契約の履行の段階では、欧州連合の lex monetae がつねに排他的に適用されて契約の継続性も保障されることを強調することにより、域外の諸国が次々と米国のような新立法へと走ることを阻止し、混乱を未然に防止するという重要な意味をもつ。

(曾野和明)

⑮ 国内避難民

今回の台湾会期は、前回と同様に議長 Prof. Enrique P. Sycuia (Philippines) 委員長 Dr. Luke Lee (USA) で開始された。最初に委員長より、一九九六年のヘルシンキ会期から今日までの経過が述べられ、一九九八年一月に国連国内避難民委員会の会合がウィーンで開催され、指導原則がまとめられたとの報告があった。

草案を採択した前回のヘルシンキ会期では、台湾会期までに草案にコメントを付することが決められ、二人の共同報告者および各委員の協力を得て作成された草案を基に、今会期では宣言を採択することが予定されていた。

委員長は、ヘルシンキ会期以後の大きな動きとして「自然又は人為的災害 (natural or man-made disasters)」の結果移動を

組織的侵害の結果として、自己の住居又は常居所から逃れあるいは去ることを強いられた、かつ国際的に承認された国境をこえた者又は集団」をいう。

2. (略)

本条第一項は「自然又は人為的災害」の語が削除されただけで、第二項は旧第一条第二項と同文である。第一項は若干の委員がこれを支持した。第二項 (事実上の当局に関する規定) については、北朝鮮の現状に照らして、適切であるとの意見があった (Ambassador Choi, Korea)。また中国における三峡ダムのような国家プロジェクトに影響されての移動はどうかとの質問があったが (Prof. Tsai, Taiwan)、同条第二項がカバーしていると考えられた。

「第二条 1. (略)」

2. ……差別は、人種、肌の色、性、言語、宗教、信条、政治的その他の意見、国籍、民族的又は社会的出身、法的又は社会的地位、不能、所有権、誕生、又はその他同様の基準を理由としてしてはならない。」

本条は、旧第五条に対応する。特に第一項 (国内避難民への援助・保護) は同文である。本条は、差別禁止の原則から始まるべきであるとの意見が述べられた (Prof. Sohn, USA)。第二項は、may be shall に修正すべきであるとの意見があった (Judge Decano, Philippines)。

「第三条 1. (略)」

2. 国内避難民は、国内的及び事実上の当局、並びにかるべき権威ある国際的機構から、あらゆる人道的援助及び保護を、自由かつ安全に求めそして受ける権利を有する。」

本条第一項（国内避難民の有する権利）は、旧第六条に対応する。第二項は新しい規定である。国内避難民と国境を越えた人々とは、平等に扱うべきであるが、本条は国内避難民に国民より以上の権利を与えるべきである（Prof. Hofmann, Germany）。領域国が保護権を行使する用意がある場合、国際的保護と国内的保護は重複しない（Prof. Szucki, Sweden）。国内避難民に市民より以上の権利を与えているように見える（Prof. Syquia）。草案にある最低基準がすべての市民に与えられるべきで、市民と外国人とを区別する必要はない（Prof. Natziger, USA）。本条は市民のすべての権利に言及しており、それはもちろん国内で強制移動されない権利を含む（Mr. Liu, Taiwan）。

「第四条 1.（国内避難民の移動の自由）」

2. 国内避難民は、人種、肌の色、性、言語、宗教、信念、政治的その他の意見、誕生、又は他の何らかの同様の基準に基づき追害又は差別、又は強制移動後のそのような追害又は差別を受けて、住所又は常居所を去ることを強制されない。

3.（民族浄化や集団殺害の禁止）」

本条は、旧第二二条に対応する。国内避難民は恣意的に移動させられない権利を含む移動の自由を与えられているが、この権利は、既に強制移動させられている人に与えられるのは問題

である（Prof. Szucki）。

「第五条 1.（国内避難民の以前の住居に戻る権利）」

2. 国内避難民は、武力紛争及び／又は国内闘争の危険に自らさらされる地域に拘留又は放置されない。」

本条は、旧第一三条に対応する。第五条第二項は、国家ができるだけ早く本来の条件を回復するような言及を含むべきである（Congressman Zanaga, Philippines）。

第六条は、身分証明書の発給の規定で、旧第一四条に対応する。「十分」の語は同条に加えられるべきで、それは、国内避難民は通例資金がないからである（Prof. Syquia）などの意見が述べられた。

第九条は、国内避難民の補償を受ける権利について定めており、旧第一七条と対応する。政府は、援助できるが、補償を要求されない（Prof. Pineda, Philippines）。補償の場所と役割に留意する（Prof. Cowland-Debbas, UK/Switzerland）。個人が本条の強制的移動の主体でなければならぬという条件は、不当に制限的である（Dr. Shal, USA）。本条に「迅速かつ効果的」の定式が含まれるべきである（Ambassador Choi）などの意見が述べられた。

「第一〇条 1. ……国内当局は、自己の管轄内にいる国内避難民を保護及び援助する主要な責任を有する。」

2. 3.（略）」

本条第一項は、新しい規定であり、第二、三項は、旧第二二条（主権と国内問題不干渉原則の尊重）に対応する。本条は、国内避難民が援助を必要とするが、関係国は人道的援助を認めないような事態をカバリーしていない（Prof. Syquia）。安全保障理事会は、憲章に従って、大規模人権侵害が平和への危険となるいかなる場合にも介入すべきである（Prof. Sohn）などの意見が述べられた。

「第一四条 1. 2.（略）」

3. 安全地帯は、必要な場合に設置できる。」

本条は、旧第九条に対応する。安全地帯の問題についてのさらなる研究を支持する見解が述べられた（Prof. Donner, Prof. Shinada, Prof. Hofmann）。安全地帯の問題について、特にキャンプへの軍事攻撃が禁止されているとの示唆に留意すべきである（Prof. Donner, Finland）。

（島田征夫）

第五條は、武力紛争中に飢餓を武器として使用しないこと（第二項）、食糧移動を妨げないこと（第三項）を定めており、旧第一六条に対応する。本条第二項の後段は不十分である。なぜなら、国際機関は監視だけでなく、援助が適切な目的のために使われているかを確かめなければならないからである（Ambassador Choi）。

第六條は、安全保障理事会が介入しとるべき措置を決定することと定めており、旧第一〇条と第一一條とを合わせたものに対応する。最近の国連の介入は、一九世紀に行われたものに

比べるとより合理的な基礎に基づいている。さらに、難民は国際法的に扱われており、難民が国境を越えており、他方国内避難民は越えていないという事実は、重要である。国際法が除去できない出来事から発生する国内避難民にはより優先的な扱いが考えられる（Prof. Shinada）。国家が援助したがらない場合、制裁の理由になる（Prof. Syquia）。国家は、市民に対し援助しかつ保護する責務を負う（Dr. Lee）などの意見が述べられた。

以上のものの以外の条文についてはほとんど議論がなかったが、参考のため以下対応関係を記す。新第七條は旧第一五條に、新第八條は旧第七條に、新第一一條は旧第三條に、新第一二條は旧第四條に、新第一三條は旧第八條に、新第一四條は旧第九條に、新第一七條は旧第一八條に、新第一八條は旧第一九條にそれぞれ対応する。

⑩ 海上中立

本委員会は、前会期に暫定採択した「海上中立に関するヘルシンキ規則」のコメントリーと報告書を会期間に再検討し、起草上の変更を加え、今会期の報告書に「海上中立法に関するヘルシンキ原則」とその各条のコメントリーを盛り込んだ。委員会の討議で明らかになったのは、海戦における中立国の権利義務に関する多くの問題が現代中立法より一般的な問題、とく

に中立法と国連憲章の關係の問題に入らずには適切に答えられないことである。しかし、本委員会のマંデートによれば、中立法の一一般規則を提案することではなく、この問題が海戦における中立の特殊な規則へのインパクトをもつ限りにおいて検討することであつた。したがつて、今会期の報告書は、最初に、海上中立を取り扱うまたはそれに關係する國際法の發達を概観し、とくに國連の集團安全保障システム法と海上中立法の間の關係に關する本委員会委員の諸見解を要約している。そこでの問題は、戦争が禁止されていない時期に發達した中立法規則が、侵略者たる紛争当事國とその犠牲國が少なくとも法的には明確に區別される事態においてなお有効かという点である。また、戦争状態と平和状態が截然と區別されていた時期に發達した中立法が、戦争状態ではない新しい軍事行動状態に適用されるかという問題も提起される。同時に、中立の意味における不参加と武力紛争における参加の間の明確な區別は國家実行上曖昧になり、諸國は伝統的中立規則に合致しない態度をとりながら、武力紛争には参加しない。さらに、國際武力紛争と非國際武力紛争の區別の曖昧化もある。とくに沿岸（イラク・クウェート）紛争中の國家実行に照らして、二つの問題が残されている。一つは、憲章と安保理決議のもとでの義務はどの程度中立法上の義務と抵触し、かつそれを超えるか、二つは、安保理の決定によつて直接影響を受けない中立法規則の適用可能性はいかなるものか。

海上中立法のヘルシンキ原則は、前会期に暫定採択された項目とは同じである（國際法外交雑誌九六卷一八六ページ参照）。（変更された項目をあげれば、一四・二 紛争当事國の非軍事活動）削除、一五・一 一般規定 五・一・一 中立船 一五・一 攻撃に対する制限、一六・二 自衛 六・三 機雷 一六・二 機雷）

今会期の会合では（二〇人余り出席、前会期のラポルトゥール Bothe（独）に代わつて Von Heinegg（独）がヘルシンキ原則の各項目の条文とコメントリについて順次簡単な一般的説明を行った後、各項目毎の討議に移った。そこでは、一・三・一 一般規則」の条文中、「紛争当事國と中立國との間の關係は、原則問題として、平和法によつて規律される。」とあるところ、平和法は、公海の自由などが含まれるか明らかにすべきであるとの意見、「一・四 中立領域の不可侵」の条文二項の「中立水域」は内水と領海を含むかといった質問、「三・一 敵対行為」の条文中「中立航行および漁業活動はこれらの原則に従つて制限される」から、「中立航行」を削除すべしとか「中立船による航行」に変えるべしとの意見、その他若干の条文について、英語の表現問題が提起された。

ラポルトゥールは英語が母國語ではないからと弁解しながら、正しいドラフティングにしたい旨答えた。ヘルシンキ原則の内容については今回は質問なく、大筋において出席者の賛同を得た。最後に、決議案の文言に若干の注文があり、また、中立法

こうした問題が存在するにもかかわらず、本委員会は中立が國際法の有効な概念に留まるとの確信に基づいて作業を行ない、争いがあるにもかかわらず、次の点で合意が得られた。第一に、中立法そのものの違反は紛争への参加に等しいものではない。これと関連して、侵略犠牲國に対する非中立的援助は、定義上集團的自衛権によるから、違法な武力攻撃ではないことは明らかである。第二に、安保理が四一、四二条の意味の措置を採択し、諸國にその措置に参加する義務を課すとき、これら諸國はもはや中立的態度をとる自由を有しない。これら諸國は必ずしも紛争当事國になるわけではないが、その紛争との關係では禁止義務や公平義務とともに中立法を尊重することは法的に不可能となる。禁止および公平義務と關係のない中立規則が引き続き適用されることは排除されない。

中立法の適用範圍に關する第二の主要な問題は、戦争概念の浸食である。敵対行為状態が武力紛争とされるかどうかの敷居は、國際人道法の適用のためにはきわめて低いが、中立法も同じ敷居で正式戦争ではない國際武力紛争に適用されるかどうかの点については、委員の間で意見が分かれたが、中立法適用のためには正式戦争である必要があるとする意見も、その戦争を戦意 (animus belligerendi) に与しめるのではなく、客観的基準に基づいて定義しようとする。その敷居つまり中立法の適用を引き出す紛争の程度は、國際人道法の場合におけるよりもやや高い。

と國連憲章ないし集團安全保障法との關係の問題をどうするかといった質問もあつたが、結局、ヘルシンキ原則とコメントリを全会一致で採択した。なお、最後の全体會議で採択された決議では、一五・二・二 捕獲および没収」に述べられた捕獲審検所を有しない國にその設置を勧める文を入れ、また、本委員會の解散を勧告した。

（藤田久二）

⑦ 地域經濟開發法

本委員會は、五月二九日（金）午前九時より一〇時半まで B・シュテルン（仏）を座長として開かれた。役員は報告者位田隆一（日）及び共同報告者 H・ハートネル（米）が出席し、委員長 J・デュティユ・ド・ラ・ロシエール（仏）及び共同報告者 P・カゼラ（伯）は欠席した。

まず、シュテルン座長が、地域經濟機構がグローバリゼーションへのブレーキとなるか第一歩となるか、双方の可能性を含んでいることを指摘すると共に、最近の法律主義化 (Juridicization) 傾向に注意を促した。

次に報告者位田は、今回報告書がアフリカと ASEAN の經驗と NAFTA の展開を収め、第一報告書を補完すること、とくにアフリカについて M・カムト（カメルーン）の協力を得たことを述べて、報告書の第一、第二章を紹介した。

アフリカは世界で最も地域統合条約が多く、殆どがEECをモデルとする。アフリカ統一機構(OAU)は、一九九一年に全アフリカをカバーするアフリカ経済共同体(AEC)を設立したが、これは三四年間をかけて完成する予定である。成功例は西アフリカ経済共同体(ECOWAS)で、文化や通貨の多様性内包、共同体への決定権限移譲の予定、開発協力としての性格、司法裁判所の存在などが特徴である。アフリカ諸国の間では経済統合が努力に値する仕組みという点で合意があるが、様々な多様性を含むゆえ、実現は容易でない。

アセアン自由貿易地域AFTAは共通実効特惠関税(CETP)を基礎とし、域内貿易の促進と外国投資の奨励を中心目標とする。WTOに範をとりつつ、和解の重視や政治機関による解決がなされる紛争解決制度は、極めてアジア的である。

次に共同報告者ハートネル(米)は、旧ソ連崩壊後、コメコン(COMECON)の消失した世界で、中東欧の社会主義諸国の地域経済協力が、独立国家共同体(CIS)を中心に拡大しつつある現状を簡略に説明し、欧州にはEUとCISの二つの相異なる地域経済ブロックが並存している、とした。また、南北両アメリカについては一般的に二国間及び多数国間条約が増大する形でネットワークが出来上がりつつある状況を指摘するとともに、紛争解決システムの重要性に言及し、北米自由貿易地帯(NAFTA)での幾つかの紛争例を紹介した。また、地域経済協力システムについて、NAFTAやMERCOSU

⑬ 人権の法と実行

本委員会の会合は、五月二九日の午前九時から一時間半にわたって行われた。冒頭、デインシュタイン(イスラエル)議長より、前委員長のリリック(米)が急逝したため、新たにシャニン(フィンランド)が委員長に任命されたこと紹介された。また、ヘルシンキ大会後にバーンズ(香港)が、台湾大会後にカミンガ(蘭)が新たに報告者に任命されたので、筆者(岩沢)と合わせて本委員会の報告者は三名となった。そして、このように再構成された新委員会は、前委員会が課題としていた問題のうち人権の国内実施に焦点を当てる方針である旨の説明がなされた。

本委員会の報告書は、カミンガによる「重大な人権犯罪に関する普遍的管轄権の行使」についての中間報告を内容とする。会合では、まずカミンガが同研究の概要を報告し、次のように述べた。人権侵害が頻発するのは侵害者が国内で処罰されないからであり、同研究は人権の国内実施と共通する面がある。人権の侵害者は、次の三つの裁判所によって処罰される。(一)当該国の裁判所、(二)国際裁判所、(三)外国の国内裁判所。このうち第三の可能性は、これまであまり注目されてこなかったが、ユーゴやルワンダにおける紛争の結果、国家実行は変化しており、普遍的管轄権に基づき犯罪者を処罰する事例がヨーロッパ

Lなどの地域的又は準地域的機関の間のダイナミックスの違いを説明し、さらに地域システムのWTO整合性の問題がクローズアップされてくることを述べた。

討論に入って、まずシュテルン座長が、グローバルゼーションの中で地域主義の位置づけの問題、ECOWASにおける国家と私人・私企業との関係、AFTAの紛争解決とWTOのそれとの相違などについて質問した。F・ヴァイス(蘭)は、地域機関とWTOの関係、WTOにおける和解による紛争解決の可能性、アフリカの地域経済統合の有効性への疑問、紛争解決の私的性格化(Privatization)の傾向を述べた。J・イリゴイン(チリ)は、経済統合、グローバルゼーション、地域主義の三者の連関の重要性を主張し、M・ホワイト(豪)は、真の紛争が私企業と国家間のものであることに注目するよう促した。F・ゴメス・アルベラエス(パナマ)は、WTOの紛争解決よりも地域的解決が効果的でありうることを想起した。両報告者からは、これらに対して補足的な説明が行われた。

最後に決議案の審議に入り、原案に若干の修正を加えた後、委員会の作業の継続及び実体法の研究の推進を骨子とする決議案を採択し、総会に送付した。

(位田隆二)

パで現れている。本委員会は、このような事例に関する情報の収集に努め、次のロンドン会議では、普遍的管轄権の行使を促進するための勧告を含む実質的な決議を採択することを目指すべきだ。普遍的管轄権の行使を促進するために国家ができることには、次の四つがある。(一)実施立法を制定すること、(二)この点に関する国家の義務を檢察官に認識させること、(三)犯罪者を追放するのではなく訴追するよう努めること、(四)犯罪実行地の国家が恩赦を与えた場合に第三国はどのように対応すべきかを検討すること。

これに対して、次のような討議が行われた。普遍的管轄権の研究は、刑事だけでなく民事の制裁も対象とすべきだ(ナフチガー・米)。アメリカで提起されている民事訴訟は、普遍主義によらずとも属地主義によって正当化される場合が少なくない(岩沢)。普遍的管轄権に関して民事上の救済を与える国際法上の義務はない、それをも対象とするのが適当かは疑問だ(カミンガ)。そのような民事訴訟はアメリカでしか起きていない(デインシュタイン)。重大な人権侵害に恩赦を与えることは国際法によって禁止されている、また、犯罪者に対して刑事手続をとることを要求する権利は被害者にはない(ライニッシュ・奥)。

次に、本委員会の今後の研究計画の議論に移った。委員長及び報告者から「人権条約機関による認定の国内実施」に関して研究を行うという提案がなされ、その概要が説明された。一九九二年以降、条約機関は、諸国の報告を審議した後最終所見

を出すようになっていた。このような最終所見（及び個人通報における見解）が国内でどのように実施されているかについて研究する。シャイニン氏はフィンランドにおいて、岩沢は日本において、最終所見が立法府や裁判所で援用された事例を紹介し、この問題の重要性を強調した。調査の方法としては、まずアンケートを作成し、情報の収集に努める。その際、委員会の委員だけでなく、外部の学術団体、NGOなどにも協力を求める。

このような提案に対して、アンケートは認定の裁判上の適用に焦点を絞るのか、マスコミや議会への影響といったものも考慮するのか（クノッブ・加）、という質問が出された。これに対して、報告者の一人が、裁判上及び準裁判上の事例に当面は焦点を絞るのが現実的だと考えたと回答した。

最後に、本委員会の研究計画を承認する決議草案を採択して閉会した。

（岩沢雄司）

⑬ ワークショップ「知的財産権保護の貿易関連側面」

このワークショップはTRIPS協定をテーマとするものであり、IL Aとアジア太平洋法律協会（The Asia Pacific Legal Institute）との共催という形で三時間半にわたって行われた。後者の組織は、アメリカとアジアの比較法的研究、特に、通商

法と知的財産権法の研究を目的として一九九四年に設立された非営利団体である。司会は、IL Aの国際貿易法委員会（International Trade Law Committee）委員長のThomas Oppermann教授（チュービンゲン大学）とアジア太平洋法律協会会長のPaul C. B. Lee教授（ワシントン大学（シアトル））とが務めた。全体としては、主としてアメリカの視点から、TRIPS協定を手がかりに、国際的な新しい知的財産権法秩序を考えるといった印象を与えるものであった。

まず、「TRIPS協定のインパクト——そのComplianceとEnforcement」というテーマでいくつかの報告があった。アメリカ合衆国著作権登録局（Register of Copyrights）のMarybeth Peters女史から、テクノロジーの進歩が著作権問題に突きつけている問題として、デジタル化とその国際通信について、TRIPS協定の定めるミニマム・スタンダードでは全く足りず、WIPOによる新しい条約作成、特に、インターネット送信権と頒布権についてのルール作りが重要である旨の報告がなされた。そして、そのような国際的なハーモナイゼーションができなければ、国際私法（抵触法）による裁判管轄権と準拠法の決定という方法によるほかに、現状ではなお未解決な問題が多いとの指摘がなされた。

合衆国連邦控訴裁判所判事のRandall R. Rader氏は、特許を侵害した製品が複数の国で販売された場合、権利者は各国で訴訟をして損害賠償・差止命令を得なければならないのか、それ

とも、各国の国で訴訟をして、その訴訟の中で、各国での特許権侵害をそれぞれの国の法律に基づいて主張すればいいのかという問題をとりあげて議論を行った。具体的に、合衆国の裁判所であれば日本の特許法に基づく請求ができるかという問題について、合衆国法によれば「共通の事実関係（common operative facts）」があれば合衆国特許法に基づく請求と併合して請求できるのであるが、日本の特許法上の請求はこの要件を満たさないのではないかと結論を導き、そうだとすると、権利者は世界中で費用のかかる訴訟をしなければならなくなるという不合理な状況に追い込まれるので、この点を改善しなければならぬとの指摘がなされた。

ジュネーブ大学のErnst-Ulrich Petersmann教授からは、現実によく機能するように作られたWTO紛争処理メカニズムと結びつけられたTRIPS協定の登場は、WIPOを刺激し、WIPOのもとでの仲裁制度の創設や新しい条約作りが進んでいることの指摘がなされ、TRIPS協定についての最初の紛争例である合衆国対インドの事件についての紹介がなされた。そして、並行輸入について、TRIPS協定六条はウルグアイ・ラウンドではこの問題について結論を出せなかったことの証拠であるが、それでも、並行輸入の禁止は輸入数量制限禁止を定めたGATT一条に照らして問題であり、並行輸入を禁止しようとする側はそのことが社会全体にとって利益をもたらすことを立証しなければならないのではないかと主張した。フロ

アからはこの点をめぐって最も多くの意見が出され、たとえば、並行輸入問題はウルグアイ・ラウンド前から存在しており、それを認めようと禁止しようと、いずれの国内法もGATT二〇条の例外によりそのまま維持できるのではないかと指摘があった。

次に、「TRIPS協定の将来」というテーマで、合衆国の弁護士Michael Schlesinger氏から「enforcementのない実体権は無意味であり、WIPOの新条約もすべて将来はenforce機能を備えたTRIPS協定に取り込んでいくべきだ」との、いかにもアメリカの弁護士らしいプレゼンテーションがなされた。また、ヴァンダービルト大学のJerome H. Reichman教授から途上国にとっての知的財産権保護問題について、ワシントン大学（セントルイス）のCharles R. McManis教授から知的財産権保護と環境問題との関連について、それぞれ報告があった。

その他、台湾の経済省標準局（National Bureau of Standards）のMing-bang Chen氏から、WTO加盟に備えて進められている台湾の知的財産関係の法整備の状況について、ワシントン大学のToshiko Takenaka教授から日本のTRIPS協定の表裏について、Wayne State University（ミシガン）のMartin J. Adelman教授から、TRIPS協定四一条についての報告があった。

（道垣内正人）

②⑩ 国際組織の責務

「国際組織の責務 (Accountability of international organisations)」委員会は、大会五日目 (五月二十九日) 午前十一時から開催された。本委員会は一九九六年五月の本部理事会で設立された。張 (台湾) が議長をつとめ、共同報告者の Wellens (ベルギー) が、委員会の第一回会合の成果を中心にまとめられた報告書の概要を説明した。なお、委員長の Kooijmans (オランダ) ともう一人の共同報告者の Shaw (イギリス) は欠席した。報告内容は次の通り。

一 委員会の任務 委員会の任務は公的国際組織の加盟国・第三当事者に対する責務 (accountability) 及び加盟国・第三当事者の国際組織に対する責務を追求するためにとるべき措置 (司法的・行政的・その他) の検討である。措置は広範囲にわたる。国際組織の責務が中心的課題であるが、同時に国際組織に対する責務も取り上げる。対象とする国際組織は伝統的なもの以外に、条約機関 (人権、環境分野等) も含める。委員会の目標は、モデル規則を作成すること。モデル規則を作成するためには、現行の先行や種々の素材の収集が不可欠であり、また種々の観点 (トピック、組織の任務、規模等) からの整理が必要である。作業は、まず責務から始め、その後には救済を取り上げる。

二 法的枠組み 適用法規、国際組織の責務及び国際法人格

④歴史を振り返るべきだ等の指摘があった。報告者からは、委員会の基本的な視点として、国際組織の自立性と、責務についての法の欠缺補充のバランスの保持が重要なこと、また委員会の質問表に対して国際組織からほとんど回答を得ておらず、来春ジュネーブで国際組織の担当官を招いて会合をもつ予定だということが補足された。最後に委員会の作業の続行等を内容とする決議案を採択して終了した。

(小寺 彰)

②⑪ 国家承継法の諸側面

本委員会のラポルトウィール Sten (仏) は、前会期に提出した「予備報告書」に続いて、今会期には「国際機構設立条約および国際機構内で採択された条約に関する承継の暫定報告書」を提出した。予備報告書提出後、一九九六年一月六日に「条約に関する国家承継条約」は発効したが、このことは、条約規則と一般慣習法規則はなにかを確認するというこれまでのアプローチの修正を迫るものではない。

この暫定報告書は、国際機構設立条約および機構内で採択された条約の特別のカテゴリーを検討するものであり、条約に関する最終報告書の前の第二段階に相当する。この第二段階は、設立憲章の問題を取り扱う。とくに、設立文書への加入が機構のメンバーの資格を与える場合と設立文書への加入が国家が正

の観念を取り上げる。適用法規には、国際組織の準拠法、国際組織の内部法、一群の国際組織に共通する法、外部法が関わる。責務には、①基本文書上の責務を実施するために国際組織が行使する、または国際組織が従う内部的・外部的コントロールの程度、②環境損害等、法規に違反しないで、被害を発生させたことに起因する不法行為責任 (tortious liability)、③法規違反を構成する行為から発生する責任 (responsibility) が含まれる。国際組織の責務の基準としては、良き統治原則 (good governance)、国際組織に共通する目的・原則等が考えられる。また国際組織の国際法人格と責務との関係について分析と検討が必要である。

報告の後、フロアから意見が出された。まず委員会の課題を広げるべきではないという意見が広く述べられ、具体的に、国際組織の責務に限定すべきだ、また責務には種々の意味があり、政治的コントロールは扱うべきではない等が指摘された (他方で政治的側面の検討が不可欠という指摘もあった)。それに対して報告者は、課題の広さは承知しており、本年九月頃には課題を絞りたい、また good governance は政治的評価に近く、政治的評価はできるだけ避けるが政治的背景は入れざるをえないと答えた。その他に、①救済に集中すると他の面が見えなくなると、②国家は一面では加盟国であり、かつ他面では第三者だという難しい問題がある、③国際組織は各組織に固有の方法で組織されており、報告書の国際組織の分類には混乱が見られる、

式メンバーとなるためのより複雑な過程の諸要素の一つにすぎない場合において、問題は同じ仕方では提起されない。出発点となる仮定は、政治機構において、文書への単なる加入はメンバーの資格を与えるものではなく、メンバーの受入れはそれ以上のこと、すなわち、新メンバー国資格の既存のメンバー国による一種のコントロールを要求するというものであった。

予備討議で提起されたもう一つの問題は、とくに国際財政機構に固有の規則について検討することであった。つまり、それは、国家承継問題はたしかに設立条約に関して提起されるが、財産および債務 (分担金の未払いや世銀の貸付利息) についての国家承継に関する規則にかかわるものに限られる。さらに、承継国の状態は、国際機構の枠内で採択された条約が開放条約か閉鎖条約かによって、同じではないとみられる。

ここで問題とする条約は、条約承継条約四条 (国際機構設立条約および国際機構の内部で採択された条約) に挙げられたものである。とくに、継続国——一定の事実的変更にもかかわらず、先行国と同一のものとなされる国——と承継国の実行を区別して検討するのが適切である。理論上、継続国は、国際機構の法上のメンバーにとどまり、機構におけるその権利義務は維持される。逆に、承継国の場合、国際機構への参加という事実から先行国の有した権利義務のいかなる引継ぎも享受せず、したがって、加盟申請しなければならない。この区別の背後にある論理は、国際機構への国家の参加は一般に、関係法人格と

しての国家が同一である限りにおいてのみ存続するという *ipso facto* 結ばれた法的関係の存在である。国連実行の観点からは、インド帝国の二国への分割とともに初めてこの問題が提起された。

報告書は、「1. 国際機構設立条約の承継」と「2. 国際機構の内部で採択された多数国間条約の承継」に分けて、取り上げた。前者は、承継国、その地位が争われる国、承継国に分けて最近のロシア、ドイツ、東欧諸国を中心にそれぞれ具体的例を検討した。結論的には、承継の資格が受け入れられたときから単なる継続通告により機構の設立条約の当事国およびその機構のメンバーの資格を続けるに十分である。しかし、若干の機構とくに財政機構は、地位の変更を確認しかつ承継者の資格を認めるために、正式の決定を行う方を選んでいる。「承継国」については、機構とそのメンバーの間に確立される関係の強い人格的色彩のゆえに、原則として、国際機構の設立文書の当事国としておよびその機構のメンバーとして非承継規則（承継しないこと）が一般規則であるという。なお、自動的承継を認める（国際機構の）設立憲章について、機構のメンバーの資格の承継と大部分同一視されるかかる自動的承継は、例外的かつ逸脱的仕方では受け入れられない。後者については、条約4条（b）の範囲が問題となるが、（b）項の起源は、新独立国が旧本国の締結しかつその植民地に適用されていた国際労働条約を無視するのではないかというILOの懸念に由来する。新国家は、そ

の国の労働者の権利を擁護することを目的とするこれらの条約に自動的に拘束されようと考えられねばならなかった。

委員会は、Guillaune（仏）を議長に、約三〇人の出席を得て開かれた。最初に、Sternが上記暫定報告書の要旨をかいついで説明し、そのあと会場からの質疑応答の形で討論が進められた。質問としては、とくに統一ドイツの場合に承継の一般規則の適用が困難ではないかといった問題、中国と台湾の場合に係わる不完全承継の問題、たとえばなお日本の最高裁判所に係属中の光華寮事件の紹介評価など、いわゆる分裂国家の場合の困難さが提起された。これらの質問との関連で、JoeとWai（ともに台湾）がそれぞれ自己の見解を示す文書のコピーを配付した。Sternは、分裂国家の問題は重要だが、今回の報告書は国際機構関係の条約の承継問題に限定して取り上げたと答えた。また、香港の地位に関する問題も提起された。

ほかに、ユーゴスラビアの未決着の法的地位について、ICJが「ジェノサイド条約適用」事件の判決で、新ユーゴが同条約に拘束されることを認めており、このことから、新ユーゴをユーゴスラビアの承継国とみなしているのとみるか、また、ジェノサイド条約のような人権尊重の基本的分野では、条約三四条の自動的承継原則が適用されると考えることもできるとしている箇所について、Guillaune議長から、ICJの立場はユーゴ問題について慎重であるとのコメントがなされ、Sternは、ICJは慎重すぎると答えた。さらに、Guillauneが、国連機構で

のロシアの承継国としての受入れについて、ソ連が常任理事国であったこと、他方、新ユーゴの場合、旧ユーゴがかかる地位にはなかったことによるとし、これは客観的基準による法的判断というより政治的判断によっている点を指摘した。これに対してSternは、承継国が承継国をめぐって一度政治的解決がなされるとしても、それが解決の法的な一貫性を生み出すという趣旨の答え方をした。

最後に、議長が口頭で述べ決議案は、ラポルトウールの報告に謝意を表明し、委員会はこの問題について検討を続けるというものであった。

（藤田久一）

② 国内裁判所における国際法

資料

一 本委員会は、ウィリアムズ（Maureen Williams）教授（アゼルバイン）を議長として、ギイヨーム（Gilbert Guillaume）判事（フランス）（本委員会委員長）、シーラー（Ivan Shearer）教授（オーストラリア）及びシュタイン（Torsten Stein）教授（ドイツ）の両共同報告者による、報告書と作業経過の説明によって開始された。一九九六年のヘルシンキ大会において、各国フランチャからのQuestionnairesに対する回答をもとに、委員会の検討対象を特定したが、今期の第三（最終）報告書は、それらの課題について、今期までに委員会に寄せられた各国フラ

ンチからの回答を基礎に検討した内容になっている。

共同報告者は、まだ回答を提出していないフランチャに回答を要請するとともに、とりわけ、東欧諸国からの回答が欠落している、それらがそろった段階で、大陸法系と英米法系の比較も含めて、意義のある検討が行えるであろうとした。また、後述の決議にあるように、各国フランチャの回答を出版する計画であるが、そのためには、フランチャによっては、情報をアップデイトする必要があると理解しているとした。

二 検討課題は、次の5つである。（1）国内法体系における国際法の機能と位置づけ、（2）国際法上の問題が、上級裁判所で審理される方法や手段、（3）国内裁判所が、正確に国際法を認定及び適用するために、必要な情報を得る方法や手段、（4）国内裁判所が国際法に関する問題を扱うに際しての、司法機関と行政機関との関係、（5）裁判官の国際法に関する教育（education）。

三 報告者の説明を受けたうえで、一般的討議が行われた。そこでは、特に第五の検討課題についての議論が集中した。

そうした議論に先立ち、ホシュコヴァ（M. Hoskova）氏（ドイツ）から、東欧諸国における国際法の国内法への受容、国際法の適用に関する状況の説明があった。受容としては、一般的受容と限定的受容のいずれもあること、国際法の適用は、憲法裁判所の権限である例が存在することなどが紹介された。そうした事情が、各国フランチャの回答として提出されればよいが、

そうでない場合には、上記の出版に際しては、注の形ででも反映するという事になった。また、本委員会を継続すれば、それらのプランチの回答を待つこともできるのではないかと、この指摘もあったが、共同報告者は、時期をのばせば、他のプランチもアップデートを迫られることになり、委員会の作業は、予定どおり終了すべきであるとした。

ベックシュティエール (K. H. Bockstiegel) 教授 (ドイツ) は、上記第5の検討課題について、裁判官達に、国際会議の formation などを配布すべきこと、また、裁判官に「教育 (education)」という表現は適当ではないとした。後者の点は、多くのメンバーも指摘し、委員長及び報告者が賛意を示した。その他には、「裁判官」というが、弁護士、検事その他のどの範囲をさすのか、裁判官の「教育」という点で、セミナー等の開催を企画するか、それらとの関連で、そもそも I-LA の大会に、若い研究者その他がより多く参加できるように、経済的その他の措置を講ずるべきであるといった指摘があった。

定期的に、アメリカが I-CJ の仮保全措置命令に違反して、被告の死刑を執行したことや、インドが核実験を行ったことについての非難や、米国メンバーからの発言などがあつた。それらは、国内裁判所に対して、国際法学者がいかなる機能をはたすべきか、国内裁判所の裁判官による国際法に関する認識、といった論点にかかわるといえないが、むしろ、I-LA が非難決議を出すか、あるいは、それは、I-LA の性格になじま

ないかなどといった議論は、本委員会の作業に直接関わるとはいえず、この委員会の作業の完結という今期の意義からして、そうした議論に時間が費やされたことは、極めて遺憾であつた。最後に、決議案が審議された。その主な内容は、いくつかの国における、国内裁判所による国際法の解釈・適用の検討や矯正の手続きは、一般化できないこと、国内裁判所が、国際司法裁判所に勧告的意見を求めることができるように、国際司法裁判所規則を改正することは、時期尚早であること、国内裁判所は、国際法のより正確な解釈適用を行うために、さらに国際法に関する認識を深めること、各国プランチからの回答をまとめた出版物についての勧告などである。いくつかの修正を経て、決議案は採択された。

(兼原敦子)

②③ 持続可能な発展の法的側面

本委員会は一九九二年に設立されて以来大会間にも活発な活動を繰り広げてきたが、前回のヘルシンキ大会と今大会の間にも、一九九七年三月にダッカにおいて「持続可能な発展、人権および地域協力」と題するセミナーを開催し、本大会にはこのダッカ・セミナーの成果をも踏まえた報告者シュライバー (オランダ) による第三報告書が提出された。

第三報告書は一九九六―九八年における主題にかかわる国際

法の発展をレビューすることを主な内容とし、前回の報告書と同様に、国際環境法については見るべき成果があつたものの、発展に関する国際法については採択された多くの政策文書が国際法レベルではフォローアップされていないと指摘する序章から始まる。第一章では、一九九七年の環境と発展に関する国連特別総会の文書、貿易と環境 (WTO の貿易と環境に関する委員会) の作業が中心、外国投資の規制 (OECD で起草中の多数国間投資協定が中心)、「良き統治 (good governance)」と持続可能な発展 (IMF のガイドラインと UNDP の政策文書を扱う)、そして気候変動枠組条約への京都議定書が検討され、持続可能な発展の概念は国際文書の中で定着したもの、京都議定書など一部の例外をのぞいてその具体化はなお今後の課題だとする。他方、第二章は前述のダッカ・セミナーの成果を扱い、このセミナーでは地域の諸国が抱える多くの困難とともにこれら諸国の積極的な成果も検討され、参加した委員会メンバーにとつてきわめて有益だったとされる。報告書は最後に第三章において、委員会の今後の作業計画について提案を行っている (後述)。

本大会におけるこの部会は、五月二十九日の午後二時にゴラン・デューバ (スイス) を座長として行われた。冒頭発言で委員長のホサイン (バングラデシュ) は、前大会以来の主題に関する委員会内外の動きを概観してとくに「良き統治」および人権と持続可能な発展とを結びつけるべきことを強調した。ついで報告

書を紹介したシュライバーは、本委員会の前身である新国際経済秩序の法的側面に関する委員会の提案で採択された一九八六年のソウル宣言の継続的な妥当性とそれへの新たな挑戦という観点から、環境破壊の進行に伴う持続可能な発展の概念の登場と、冷戦終結後の南北対立の変容がもたらした「共通だが差異のある責任」の考えに注目し、市場経済における法の支配の必要性を指摘するとともに、発展過程における人権法の役割と国家指向的ではなく人民指向的な発展の考え方とは「良き統治」概念の登場をもたらすと論じた。

討論では、委員会のこれまでのアプローチが批判されたことが注目される。ソーン (合衆国) は報告書が文書の羅列に終わって何をなすべきかを具体的に提起しないことを批判し、ボイル (イギリス) は作業が広範にすぎるとして要点に集中すべきことを主張した。ソーンの指摘を受けてワイス (オランダ) は国家の慣行をより重視すべきだと論じ、シュライバーは国家や国際機構の慣行はもろく非国家行為主体の慣行にも注目すべきだと述べた。作業の範囲についてホサインは、アジェンダ二一のセクターごとの具体化こそが委員会の課題だという。起草するべき宣言案については、International Sustainable Development Law という表現の適切性をケニッヒ・ウィットコフスカ (ポーランド)、ウィットコフスカ (同)、松井などが批判し、内容の上ではナワツ (インド)、デ・ワールト (オランダ)、サンド (イギリス)、フリント (オーストラリア)、オッパーマン (ドイツ) など多

くの参加者が「良き統治」の重要性を指摘した（この点では質問状の当該項目を充実させることを決定。また、「共通だが差異のある責任」に関して松井が先進国の責任を強調し、シナタンボウ（モーリシアス）が「小規模経済」という新概念を指摘したのに対して、フリントは発展途上国の義務にも言及する「全体的アプローチ」を主張した。

以上のような討論（およびそれに先だって行われた委員会メンバーによる非公式の討論）に基づき、委員会は報告書の提案に若干の修正を加えて今後の作業計画を採択した。それによると、委員会は二〇〇二年にニューデリーで開催される大会での採択を目的に二〇〇〇年のロンドン大会には宣言草案を提出するが、この草案を準備するために近く委員および各国支部に質問状を送付し、それに対する回答を踏まえて二度の委員会（一度は一九九九年七月にサンパウロで開催される国際法協会ラテンアメリカ地域大会に併せて開催）を予定する。なお、この作業計画は、後に全体会議で採択された決議において承認された。

（松井芳郎）

②④ ワークショップ「国際法教育」

国際法教育に関するワークショップは、大会五日目（五月二五日）午後二時三〇分から開催された。国際法協会研究部長の Soons（オランダ）が司会をつとめ、Gamble（米）が主報告を

小寺は、日本では国際法を学ぶ学生が増えていること、教員の間では相変わらず教育より研究が重視されていること等、日本の状況を紹介し、Gamble が提起した情報電子機器の発達については、学生が多様な情報を容易に得られるようになって、講義・演習によって国際法の基本枠組みを習得させることの重要性にかわりのないことを強調した。

以上の発表の後、司会者は、①国際法のカリキュラム（法学部、その他の学部、中等教育）、②科目編成（一般講義、特殊講義）、③教授方法―電子情報技術のインパクト、④教育と研究、⑤教育に対する評価という五つの論点を示し、フロアから意見を求めた。

①についての主な発言 フィンランドでは、法学部で国際法が必修とされ、政治学部でも複数のコースが提供されている。

ロシアでは、一九九三年憲法で国際法が国内法の一部と位置づけられ、内務省所管の高等学校で国際法が教えられている。オーストラリアの法学部では、来年度から国際法が必修科目となる。

②についての主な発言 オーストラリアでは、国際法概論は一般的にすぎ、かつ負担が重いと感じられている（国際法概論の負担加重については、フィンランド、ベルギー、ドイツからも同趣旨の指摘）。英国では、専門化が進みすぎ、国際法の全体像が得られないという問題がある。アメリカでは、概論コースを飛ばして専門コースへ進む嫌があるが、それは危険だ。

③については、電子情報技術は教員資格を変える可能性をも

行い、Hsing（熊）（台湾）（Chu（丘）急病のため代行）及び小寺彰（日本）がコメントした。

Gamble は、国際法教育に関する真剣な研究が今までほとんどなく、教員がそれぞれ孤立無援のなかで試行錯誤してきたが、国際法教育に内在する論点や課題が共通していることを指摘した。関連して、アメリカ国際法学会の国際法教育に関するプロジェクトやアメリカでの国際法の開講状況を紹介し、また国際法の教育方式（①ケースブック形式、②講義形式、③混合形式）の得失を分析した。

Gamble は、後半では、電子情報技術の発達で国際法教育に与える影響を分析し、対話型のハイパーテキスト等が生まれ、国際法教育に大きく役立つようになった反面、インターネットから得た情報については、当該情報の正規性をどのように確保するかという新たな問題が生まれていることを指摘した。最後に、研究者は、教育ではなく狭い分野の研究によって評価されてきたため、国際法概論を担当する教員には不満をもつ向きも多いが、各校共通の最低限の知識を教授すればよいと考えるのが一策であり、また電子情報技術の利用については、それによって授業形態が徐々に変わっていくことに注目すべきだと述べて報告を結んだ。

Hsing は、冷戦後、国際社会においては、法と政治の相互作用が増えており、国際法教育の将来のあり方を考える際には、この点に留意することが必要だという趣旨のコメントを述べた。

つ、つまり豊富な資料を研究にもたらせることは間違いない、この点の評価は現在でも可能だが、教育上の影響はいまのところ評価が難しいというコメントがあった。

④についての主な発言 発展途上国ではほとんど国際法の書籍がない点が問題。アジア地域で授業を行うと学生が静かで、授業運営が難しいという指摘があり、それに対して、（a）ケースメソッド、（b）小クラスでのディベート、（c）課題レポートで対処しているとの工夫が示された。

⑤についての主な発言 教育の評価は難しいが、教員の採用・昇格では、研究と教育をバランスさせるべきだ。オランダでは、教員の採用・昇格にあたっては、教育評価が提出されている。アメリカでも学生の満足度をポイントに示して提出させる例がある。

その他に、フロアから、万国国際法学会で、すでに二度にわたって国際法教育が議論されたこと、ベルギーの学会でも「国際法の研究・教育」というプロジェクトがあることが紹介された。

最後に、司会の Soons が、問題の重要性に鑑みて、国際法協会の中に、本問題についての研究グループを発足させるつもりであると述べて、ワークショップを締めくくった。

（小寺 彰）

理事会・総会

理事会は、五月二五日前及び三〇日午前の二回開催され、総会は三〇日午前の理事会に引き続いて開催された。主な報告事項は次の通りである。

(1) 理事会において、二〇〇〇年までを任期とする本部の新プレジデントとして、丘宏達 (Hungdah Chiu) 教授 (台湾支部会長) を選出した。

(2) 総会において昨年の常務理事会で承認された国際法協会定款改正案について説明があり、満場一致、採択された。

(3) 理事会において、会計主任の Handel 氏より、本部の財政事情について、やや改善に向かっていること旨の報告があった。

(4) 研究主任の Soons 氏より、国際委員会の設立方法等を定めたルールが昨年の常務理事会で承認された旨の報告があった。

(5) 常任委員会がとりまとめ、総会に提出された各委員会の決議案は、すべて採択された。なお、「国際商事仲裁」委員会については、用意されたレポートが事前に委員会構成員に送付されず、また、委員長も欠席していたため、非公式会合に切り替えて議論が行われ、決議は提出されなかった。

(6) 次回第六九回大会は、二〇〇〇年七月下旬から八月上

旬にかけてロンドンで開催すること決定した。なお、第七〇回大会は、二〇〇二年にインドで開催する方向である (時期は三月等の候補が議論されている段階である)。

なお、ブラジル支部から、一九九九年七月二五日から二七日にサンパウロで地域大会 (ブラジル国際法学会等と共催) が開催される旨のアナウンスがあった。

(香西茂・道垣内正人)